

大分市公告第 125 号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び大分市契約事務規則（昭和 39 年大分市規則第 12 号）第 25 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 4 月 6 日

大分市長 足立 信也

本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。

電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか大分市電子入札運用基準（物品等）による。

1 競争入札に付する事項

- | | |
|------------|--|
| (1) 委託業務名 | 令和 8 年度 22 街区・54 街区利活用方針検討支援業務委託 |
| (2) 履行場所 | 仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 仕様書のとおり |
| (4) 業務内容 | 仕様書のとおり |
| (5) 予定価格 | ¥ 8,905,600—（消費税及び地方消費税含む。）
¥ 8,096,000—（消費税及び地方消費税除く。） |
| (6) 最低制限価格 | 設けない |

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 大分市物品等供給契約入札参加資格審査要綱（昭和 56 年大分市告示第 258 号）により、大分類「役務の提供等」・小分類 03「調査・研究」・細分類 05「その他各種調査・分析・報告書作成等」について、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 本件について、事前に入札参加申請を行い入札参加の承認を受けた者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても、大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 12 年大分市告示第 477 号）又は大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 21 年大分市告示第 553 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴

力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）に基づく排除措置期間中でないこと。

- (6) 入札予定日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (8) 令和3年度（契約締結基準）以降において、国又は地方公共団体等が発注した本業務と同種の市場調査等業務委託について、元請けとして5件以上の履行実績を有する者であること。
- (9) 令和3年度（契約締結基準）以降において、国又は地方公共団体等が発注した本業務と同種の市場調査等業務委託について、3件以上の履行実績を有する者を業務責任者として配置できること。
- (10) 令和7年度に本市が実施した「大分駅東大規模公有地（22街区・54街区）利活用に関する民間アイデア募集」における対話事業者と契約関係等を有しない者であること。

3 入札手続等

(1) 契約担当課

郵便番号 870-8504

住 所 大分市荷揚町2番31号

名 称 大分市都市計画部都市計画課

電話番号 097-537-5636

(2) 本公告内容の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

令和8年4月6日（月）から令和8年4月22日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

② 交付場所及び方法

インターネット（大分県共同利用型入札情報サービスシステム

https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPI_MENU）によるほか、

都市計画課においても交付する。

(3) 仕様書等の閲覧期間、場所及び方法

① 閲覧期間

3の（2）の①に同じ

② 閲覧場所及び方法

3の(2)の②に同じ

(4) 仕様書等の質疑応答

① 仕様書等に質問がある場合には、次により書面で持参すること。

ア 提出期間

令和8年4月6日(月)から令和8年4月13日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出場所

3の(1)に記載する契約担当課

② ①の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して2日後までに開始し、開札日の前日をもって終了するものとする。(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで)

イ 閲覧場所

3の(1)のほかインターネット(大分県共同利用型入札情報サービスシステム https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPI_MENU)において閲覧に供する。

(5) 競争入札参加資格確認申請書及び競争参加資格を確認する資料(以下「申請書等」という。)の提出期間及び方法

① 提出期間

令和8年4月6日(月)から令和8年4月20日(月)午後5時まで

② 提出方法

原則として、電子入札システムによる。添付する書類の作成アプリケーション及びファイル形式は次のとおりとする。

	アプリケーション	ファイル形式
ア	Microsoft Word	・ Word 文書 (.docx) ・ Word97-2003 文書 (.doc)
イ	Microsoft Excel	・ Excel ブック (.xlsx) ・ Excel97-2003 ブック (.xls)
ウ	その他	・ PDF (.pdf) ・ テキストファイル (.txt)

③ 提出様式 競争入札参加資格確認申請書

④ 入札参加資格 この案件について、2 競争参加資格のすべての要件を満たしている者に限り入札参加を認めるものとする。なお、競争参加資格がないと認めた者には、その旨を通知するものとする。

(6) 入札書の提出期間及び方法

① 提出期間

令和8年4月21日(火) 午前9時から

令和8年4月22日(水) 午後5時まで

② 入札方法

原則として電子入札システムによる。

③ 入札回数

原則として初度のみの1回とする。

④ その他

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。ただし、単価契約を除く。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 現場説明会 実施しない。

5 入札保証金 免除とする。

6 開札

(1) 開札予定日時 令和8年4月23日(木) 午前10時

(2) 開札場所 電子入札システム

(3) 開札の立会

入札参加者のうち希望者は、開札に立ち会うことができる。(大分市電子入札立会要領を参照)

7 事後審査及び入札結果の公表

開札後、落札候補者の申請書等について審査し、最低価格入札者が競争参加資格を有していることを確認した場合には、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を有していないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする。ただし、次順位者が競争参加資格を有していない場合には、順に同様の手続きを行い、競争参加資格を有していない者が行った入札については、これを無効とし、その結果を通知する。

なお、落札者を決定した場合には、速やかに落札者に対し通知するとともに、当該入札結果を公表する。

8 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、3の(5)の④又は7の通知の日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。)以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認められた理由についての説明を書面(様式は自由)を持参して求めることができるものとする。なお、郵送又は電送によるものは、受け付けない。
- (2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、説明を求めた者に対し、前号に規定する期間の最終日の翌日から起算して8日(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。)以内に書面により回答する。
- (3) (1)の書面の提出先は、都市計画課とする。

9 契約保証金 免除とする。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- ① 入札者としての資格のない者のした入札
- ② 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- ③ 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- ④ 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- ⑤ 入札金額を訂正した入札
- ⑥ 入札金額、住所、氏名、押印その他の入札要件を認定しがたい入札
- ⑦ 電子入札にあっては、市長が指定する認証方法を用いない者のした入札
- ⑧ 電子入札にあっては、契約担当者が使用に係る電子計算機に到達した入札金額等の電磁記録が書き換えられた入札
- ⑨ 公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- ⑩ 申請書等を提出しなかった者のした入札
- ⑪ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- ⑫ 前各号に定めるもののほか、契約担当者において、特に指定した事項に違反した入札

11 支払条件

- 前払金 なし
部分払 なし

12 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方

自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令及び大分市契約事務規則の定めるところによる。

- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のアからウのいずれかに該当した場合には、当該落札候補者の行った入札は無効とする。この場合において、契約担当者は、当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
 - ア 指名停止要領に基づく指名停止を受けた場合
 - イ 排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合
 - ウ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (4) 契約担当者は落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約についての議会の議決）までの間に落札者が、(3)のアからウのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消し又は仮契約の解除を行うことができるものとする。

この場合において、契約担当者は、落札決定の取消し又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (5) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (6) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (7) その他不明な点は、大分市都市計画部都市計画課まで照会のこと。

電話 097-537-5636